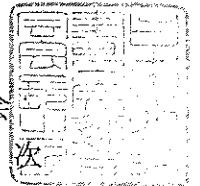


日行連発第63号
平成23年4月12日

緊急災害対策本部

本部長 菅 直人 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山孝次
東日本大震災合同大規模災害対策本部
本部長 北山孝次



震災に係る被災者支援・復興支援に関する意見・提案

震災後、首題のことについて、現地のニーズを把握しつつ、関係方面に下記のような提案並びに情報を発信してまいりました。現時点での提案・発信資料等を集約し、提出させていただきますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

行政書士会員の中にも被災者がおりますが、この未曾有の国家的危機に対して、私どもの「なすべきこと」「なし得ること」について、総力をあげて取り組んでまいりある所存です。お気づきの点がありましたら、お申し付けくださいようお願い申し上げます。

今後、さらにお知らせすべき事項が出てまいりましたら、あらためて提案させていただきたいと考えております。

記

I. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の第3条、第4条関係の主務部局である総務省行政管理局行政手続室・制度調査室に、有効期限延長措置等に関する申し入れを行いました。

【資料1】「申入書」(平成23年3月30日付け・日行連発第1794号 総務省行政管理局行政手続・制度調査室宛)

II. 震災にかかる行政手続等に関する救済策・緩和策について

平成23年3月28日に法務省関係法令について「東北関東大震災復旧・復興

に関わる団体ヒアリング」が行われました。その折、資料2を提出し、説明をいたしました。

なお、資料2には平成23年3月17日付で法務省入国管理局に提出した「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における出入国管理行政の特例措置について（緊急要望）」も添付しておりますが、かなりの事項を措置いただいていることを申し添えます。

【資料2】「震災にかかる行政手続等に関する救済策・緩和策（法務省関係法令）」

III. 行政書士、行政書士会が関与できる震災被災者支援策について

平成23年4月6日～8日にかけて、被災の大きい福島、宮城、岩手の3県に日本行政書士会連合会役員が出向き、各県庁を訪問しております。その際、資料3の提案資料を提出し、意見交換しております。

なお、行政書士会による業務受託は可能で、総務省行政課長回答「行政書士会が行う官民からの業務受託について」（総行行第71号、H22.3.31）に有権解釈が示されていることも申し添えます。

【資料3】「行政書士、行政書士会が関与できる震災被災者支援策」

すでに、国土交通省で開設された「移動自動車相談所」において、行政書士会が活用されております。

【資料4】「国土交通省「移動自動車相談所」の行政書士会対応状況について」

IV. その他

1) 法務省関連で国が行うべき予算措置について

IIに関連して、国が行うべき予算措置について、次のような事項も提案しておりますので、ご承知おき願います。

① 被災外国人に対する情報提供支援策（FM放送）

既に被災住民に向けた地域FM放送等が始まっていますが、外国人に向けた情報提供のため、FM放送局を立ち上げ、英語、中国語等で、安否情報、生活情報、入管手続き情報等を提供することが、外国人の不安を解消し、国際的な貢献にもなると思います。

国として予算措置されるべきと考えます。

●予算措置の必要な対象

- ・FM放送の発信機器
- ・放送スタッフ人件費
- ・放送原稿の翻訳料等
- ・放送受信のための受信機器

避難所における放送機器の設置又はFMラジオの提供（1台1000円程度の単価で提供可能）

② 被災外国人に対する相談先情報提供及び相談窓口体制の充実・強化

外国人向けに相談先情報提供のための携帯用カードを配付すべきです。また、既設相談窓口の各国語担当スタッフが疲弊していることもあります、代替の要員を確保し、相談窓口の強化を図るなど、国として追加的に措置すべきであると考えます。（参考資料【資料5】【資料6】）

●予算措置の必要な対象

- ・携帯用カード作成費用
- ・各国語スタッフの人件費

2) 行政書士会災害相談センターの開設について

日本行政書士会連合会は東京都行政書士会と協同で、無料電話相談を受ける行政書士会災害相談センターを開設しました。このことについては、資料3「行政書士、行政書士会が関与できる震災被災者支援策」でも触れておりますが、参考までにプレスリリースの文書を添付します。このような支援策も可能ありますことご承知おき願います。

なお、東京都行政書士会では、19士業の専門家団体で組織する「災害復興まちづくり支援機構」の会員団体として、東京ビッグサイトに避難された被災者の方々に、無料相談等の支援活動を行っています。

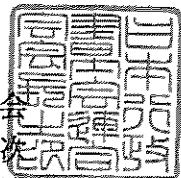
【資料7】「東日本大震災被災者向け電話無料相談 「行政書士会災害相談センター」を開設しました」

以上

日行連発第1794号
平成23年3月30日

総務省行政管理局
行政手続・制度調査室 御中

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
東北地方太平洋沖地震合同大規模災害対策本部
本部長 北山 孝次



申入書

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、我が国の社会・経済基盤に未曾有の被害を与え続けております。

行政書士は、行政書士法第一条にあるように、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的としていることから、被災者の行政手続等における権利利益の保全や行政機関の機能補助等について、支援・協力をまいりたいと考えています。

これに関して、政府におかれましては、3月13日付けで政令第19号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を発令し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第3条に基づき、告示で別途指定するとされている許認可等に係る有効期限の延長措置を講ずる具体的な権利利益について、各省からこれに対応する告示が漸次出されるなどの迅速な措置に対し、全面的に支持するところであり、本会としましても、全国4万人以上の会員及び各都道府県行政書士会にこれを発信し、より一層の支援・協力をしていくこととしております。

そこで、今後法第3条に基づく告示が追加して発令されるにあたっては、全国にあまねく会員を有する許認可手続きの専門家である行政書士からヒアリングするなどして、被災地の実態と専門家の意見を十分に反映していただき、迅速かつ出来る限り広範に指定していただきますよう、申入れいたします。

また、法第4条に基づき政令において特定義務不履行の免責に係る期限が定められたことについて、被災地の皆様に十分周知されるようお願いすると共に、許認可等の有効期限延長範囲とされる平成23年8月31日及び義務履行免責期限とされる同6月30日以降においても、それぞれ法第3条第4項及び第4条第3項に基づき特に継続実施が必要として政令に定めることを検討することとなった場合においても、同様のご配慮を賜りますよう、重ねて申入れいたします。

以上

平成 23 年 3 月 29 日

震災にかかる行政手続等に関する救済策・緩和策（法務省関係法令）

日本行政書士会連合会

1. 入国管理及び難民認定法関係

別紙「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における出入国管理行政の特例措置について（緊急要望）」のとおり。

2. 国籍法関係

1) 第 14 条及び第 17 条の期間制限に対する救済策

3. 民事法関係（私人間の権利義務関係）

1) 契約書や借用書の喪失の場合の救済策

2) 自筆証書遺言の喪失の場合の救済策

3) 秘密証書遺言の喪失の場合の救済策

4) 公正証書遺言について利害関係人が本人確認書面を喪失している場合の救済策

5) 建物が流された等による隣地関係確定のための救済策

6) 住宅ローン等の支払いに関する救済策

7) 借家の損壊に伴う貸主の義務の緩和策、借主への救済策

4. その他行政手続一般

1) 行政書士が被災し依頼人の書類等を喪失して行政手続等が困難となった場合の救済策

2) 震災に伴う緊急措置により不利益が生じた場合の行政不服申立ての代理要件緩和策

【参考：行政書士法】

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。
- 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

別紙

平成 23 年 3 月 17 日

法務省入国管理局長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における

出入国管理行政の特例措置について（緊急要望）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の社会・経済基盤に未曾有の被害を与え続けております。

仙台及び東京の入国管理局及び管下支局・出張所におかれましても、甚大な被害に遭われたことと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、現下の非常事態ともいえる状況においては、外国人の入国・在留手続等につき、早急に特別な措置が必要と考え、以下のとおり要望いたします。

1. 在留期間の伸長等について

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年 3 月 13 日公布・施行、以下政令といいます）の「行政上の権利利益の満了日の延長」の趣旨に基づき、特定非常災害の被害者たる外国人（受任した届出済行政書士を含む・以下被害外国人等といいます）が、当該期間に、在留期間更新許可申請等のために必要な手続を取れない場合に、相当期間、在留期間を伸長していただきたい。

2. 申請の受理要件について

被害外国人等が、在留期間更新許可申請等の手続をするに際し、立証書類等の全部又は一部が整わない場合には、申請書の記載とその限りの立証書類の添付のみで受理されたい。

3. 審査及び処分等について

被害外国人等のうち、相当数は、罹災地に留まることなく安全ないし安定を求めて国内を移動もしくは本国に一時帰国するものとみられるので、期間更新にあっては従前の在留期間を付与し、資格変更は変更を求める在留資格のうち最も短い在留期間を指定して即日決裁いただきたい。

4. 管轄の特例措置について

被害外国人等が在留期間更新許可申請（再入国許可申請を含む）等を行うにつき、

管轄指定を上記期間中解除し、すべての空港の入国管理局支局・出張所で受付していただきたい。

なお、昨今の状況から一定期間を定めて1年以内の再入国者においては再入国許可を要しない（いわゆる、みなし再入国許可）非常措置を検討されたい。

5. 特例措置の範囲の拡大について

上記の特例措置においては申請人等当事者のみならず、当時者の親族、近隣者などの行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応等やむを得ない場合には、あわせて認めていただきたい。

6. 退去強制手続等について

被害外国人に出頭期日が指定されている場合及び出頭申告を予定している場合、政令「期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責」の趣旨に従い適当な特別措置を探られたい。

7. その他

かつて経験したことのない規模に及ぶ非常事態につき、さまざまな想定外のケースが予見されることから、ケースに応じた管下支局・出張所における弾力的な運用を推奨し、もって罹災申請人等に過度な負担をかけないよう取りはからっていただきたい。

以上のとおり当面の特例措置についてお願い方々要望いたしますが、一方において公正性の確保のために、次回の更新申請の際など正常化したしかるべき時に特例措置を受けるに至った事情書や罹災証明書、ボランティア活動証明書などの提出を求める 것도検討していただきたい。

なお、日本行政書士会連合会傘下の42,000会員は、この非常時に際して入管行政に協力を厭いません。私どもに協力できることは総力を挙げて協力をさせていただきますので、どうぞ遠慮なくお申し出いただきますよう申し添えます。

参考

平成23年3月24日現在

東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う在留期間の延長等の出入国管理上の措置等について

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）により、在留期間の満了日が延長されます。具体的には以下のとおりです。

（1）対象となる方

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「本地震」という。）の発生の時点において、次のいずれにも該当する方

- ア 在留資格を有して在留している方
- イ 在留期間が平成23年8月30日までに満了する方
- ウ 「青森県の区域、岩手県の区域、宮城県の区域、福島県の区域又は茨城県の区域（以下「特定区域」という。）にいた方」又は「外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受け、同項に規定する外国人登録原票に登録された居住地が特定区域に在る方」

なお、本地震の発生の時点において、在留期間の特例（注）による在留中の場合や外国人登録法上の居住地が特定区域に在る方で再入国許可による出国中だった方が平成23年8月30日までに再入国した場合（再入国許可の有効期間内に再入国した場合に限ります。）も対象となります。

（注）在留期間の特例（入管法第20条第5項（同法第21条第4項において準用される場合を含む。））

在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請がなされた場合で、当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了日までにその申請に対する処分がなされないときに、一定期間引き続き在留が認められるもの。

（2）措置

上記（1）により対象となる方については、その方が有する在留資格に伴う在留期間の満了日は延長され、平成23年8月31日となります。具体的な取扱いは以下のとおりです。

- ア 平成23年8月31日まで、在留期間が延長されていますので、それまでの間は、在留期間更新許可を得なくても、不法残留となることはなく、適法に出国もできます。

ただし、延長措置の対象となった元々の在留期間を経過後に出国する場合は、延長措置の対象者であることを出国審査場で確認する必要がありますので、入国審査官にお申し出ください。

イ 今後、日本から出国し、平成23年8月31日までの間に再度入国されるのであれば、再入国許可申請をしていただければ、同許可を取得することができます。

ウ 他方、既に受けている再入国許可の有効期間が延長されるものではありませんので、注意してください。

エ また、既に受けている資格外活動許可の許可期限が延長されるものでもありませんので、注意してください。

オ 平成23年8月31日を超えて引き続き在留を希望する場合には、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請が必要になります。その場合には、平成23年8月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行っていかなければなりません。

カ なお、平成23年8月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をされた方の在留期間の特例（入管法第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。））につきましては、同日までにこれらの申請に対する処分がされないとときは、平成23年9月1日からこれらの申請に対する処分がされるとき又は2月を経過する日のいずれか早いときまで引き続き当該在留資格をもって在留することが認められることになります。

（3）措置の対象となる方であることの確認

現に外国人登録証明書をお持ちの方は、同証明書を上記（2）の申請等の際に担当者に御提示ください。

外国人登録証明書をお持ちでない方及び外国人登録証明書上の居住地が特定区域にない方につきましては、書面又は口頭で本件措置の対象となる区域にいたこと又は居住地を有していることを上記（2）の申請等の際に担当者にお知らせください。

2 本地震の被害者の方につきましては、特措法第3条第3項に基づく一定の手続を経て、乗員上陸許可など、対象となる許可等の満了日を延長することができます。具体的には、以下のとおりです。

（1）対象となる方

次のいずれにも該当する方

ア 平成23年3月11日以前に（2）に記載する許可等を受けた方で、その許可等の満了する日が平成23年3月11日以降に到来する方

イ 本地震により被害を受けたためアの許可等の満了日までに出国や申請等を

することができなかつた方（許可等の満了日までに出国することができないことが見込まれる方を含みます。）

（2）措置

以下の許可等について、平成23年8月31日までの間で指定される日まで満了日が延長されます。

- 寄港地上陸許可
- 通過上陸許可
- 乗員上陸許可
- 緊急上陸許可
- 遭難上陸許可
- 一時庇護上陸許可
- 在留資格取消しに係る出国期間
- 口頭審理の請求に係る期間
- 異議の申出に係る期間
- 出国命令の出国期限
- 仮滞在許可に係る滞在期間

（3）手続

許可書等とともに、許可等の満了日の延長を必要とする理由等を記載した書面を提出していただきます。書面は地方入国管理局・支局・出張所にありますので、担当者にお申し出ください。

以上のほか、外国人登録法に定める申請等については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条に定める被災者の免責規定が適用されます。

平成 23 年 4 月

行政書士、行政書士会が関与できる震災被災者支援策

日本行政書士会連合会

1. 入管・国籍関係相談業務・受付業務

行政書士は入管・国籍手続きに関する専門家です。

1) 相談業務

- ・被災外国人等を対象に、地方入国管理局や市町村等で、行政書士が入管手続を中心とした相談を行う。
- ・行政書士会は全都道府県にあり、区域内には複数の支部を擁し、4万人超の会員が活動している。被災地だけでなく、被災者が多数避難している東京、埼玉のほか、全国のニーズのあるところで相談業務に対応できる。
- ・また、被災地に近隣の行政書士会から被災地に会員を派遣することも可能である。

2) 受付業務

- ・再入国許可等の手続きのニーズが多分にある。当局職員の繁忙を軽減すべく、行政書士が窓口の受付業務を補助することも有効な支援策と考える。
- ・1) 同様に、全国のニーズのある地方入国管理局及び出先等に、必要人数の会員を派遣することができる。

2. 土地、建物の賃貸借に関する相談業務

行政書士は権利義務・事実証明書類作成の専門家です。

- ・被災賃貸借物件にかかる権利義務問題等に関し相談に応じることができる。
- ・市町村等における相談窓口に、必要人数の会員を派遣することができる。
- ・一部行政書士会では、国土交通省等の補助を受けて「あんしん賃貸支援事業」に参画し、会員が当事者間の賃貸借問題の裁判外紛争解決（ADR）にあたっている実績がある。

3. 戸籍法、住民基本台帳法に関する相談業務

行政書士は戸籍法、住民基本台帳法に関する専門家です。

- ・死亡者、行方不明者が多数いることから、市町村が行う現地調査業務等で会員による行政協力が可能である。

4. 被災自動車の抹消登録等に係る支援

行政書士は自動車関係手続の専門家です。

- ・自治体からの要請を受け、被災自動車の所有者割り出しから職権による抹消登録手続きまで一括して受託することができる。
- ・被災自動車の処分について、被災地だけでなく、被災者が多数避難している東京、埼玉のほか、全国のニーズのあるところで、所有者の相談業務に対応できる。また、被災した所有者に代わって処分手続き等を行うことができる。

<別添資料>

- ①被災自動車の処分・抹消登録における行政書士会の活用提案
- ②行政書士を活用した被災者が求める自動車の抹消・新規登録手続等の支援
- ③運輸支局窓口での行政書士による審査業務・相談窓口への活用策

5. 許認可等各種行政手続に関する相談業務

行政書士は許認可手続等行政手続の専門家です。

- ・行政手続に関する相談が多分にある。当局職員の繁忙を軽減すべく、行政書士が窓口の相談及び受付業務を補助することも有効な支援策と考える。
- ・地方入国管理局及び出先等と同様に、各自治体に必要人数の会員を派遣することができる。

日本行政書士会連合会と東京都行政書士会は東京における震災被災者向け電話無料相談を実施します。

<別添資料>

- ④東京における震災被災者向け電話無料相談について

以上

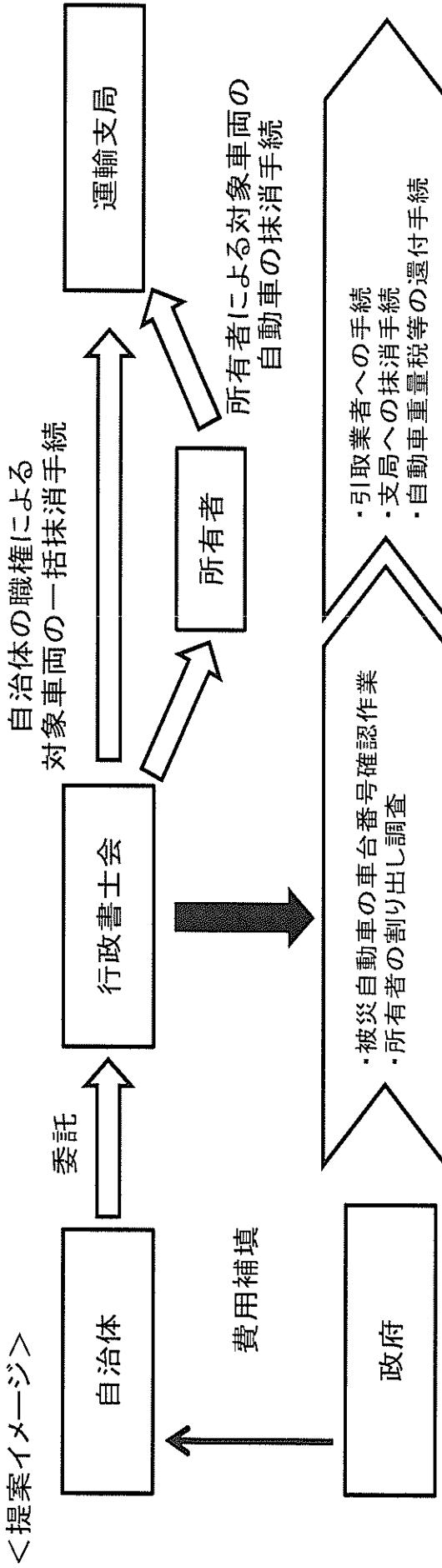
別添資料①

○被災自動車の処分・抹消登録における行政書士会の活用提案

＜現状＞
被災自動車の車両数は特定されていないが、今後も含め膨大な量が予想され、被災対応全般を行つてゐる各自治体に処理方法(所有者の確認・自動車登録の抹消手続・廃棄作業)の相当な事務負担料が掛かっている。
特に、復旧等作業のため自治体が撤去・保管して所有者が不明等で取りががない被災車両の処理及び被災して他県に所有者が避難している場合の抹消処理手続きなどが問題となつてゐる。



＜解決策＞
*各県の行政書士会を活用することにより、自治体に代わり、被災自動車の処理を一括して処理できる。

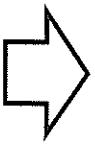


別添資料②

○行政書士を活用した被災者が求める自動車の抹消・新規登録手続等の支援

<被災者の声>

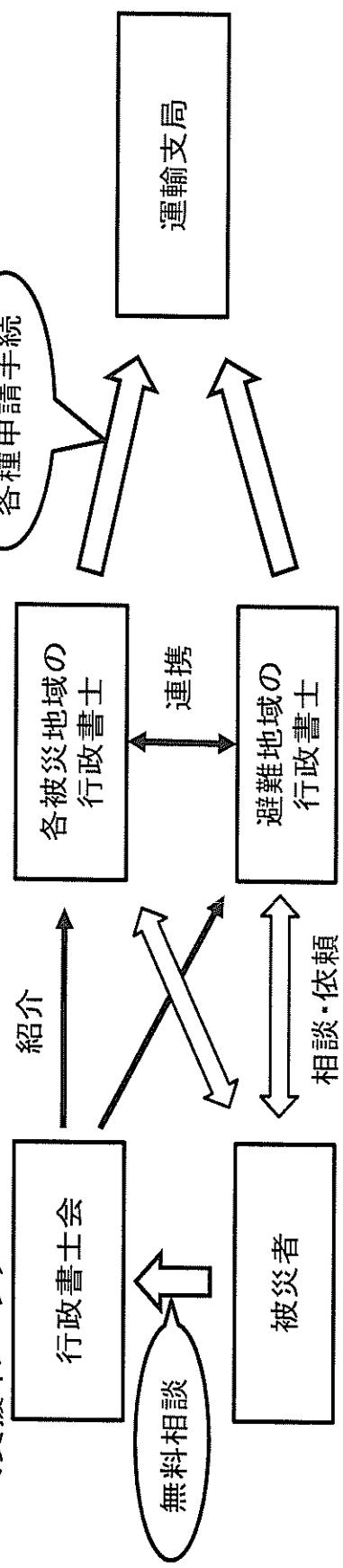
- ・被災自動車の抹消手続を行うために支局へ向かいたいが、「足」(自動車)の確保ができない。
- 生活物資の購入等の日常生活全般においても、大きな支障をきたしている。
- ・被災地で自動車(新車・中古車)を購入することは可能であるが、購入後の新車登録等の手続全般を行うことができない。
- 新しい自動車の確保はできる状態であり、一刻も早く購入(したいが、その自動車を走らせるための手続をどのように行えば良いか分からず)に、二の足を踏んでいる。



<解決策>

自動車登録手続の専門家である行政書士を活用いただき、該当被災者への「相談・手続」が行えることにより、この問題を解決できる。
被災地域は広範囲に渡っているが、各県の行政書士会の所属会員リスト等のネットワーク活用により、全ての被災地域及び避難先の地域をカバー(支援)できる。

<支援イメージ>

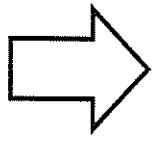


別添資料③

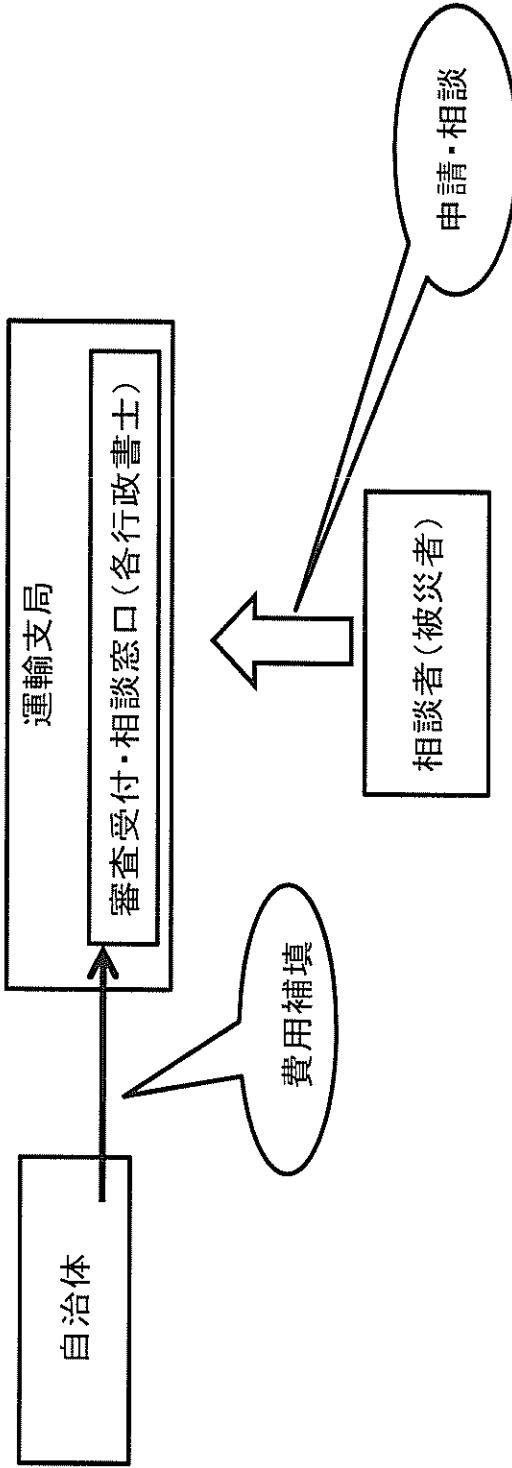
○運輸支局窓口での行政書士による審査業務・相談窓口への活用策

<活用策>

被災者による個別の抹消登録申請等の件数も多く、自治体窓口への審査負担増大が懸念される事から、行政書士を活用することによる審査業務の負担軽減。
行政書士を相談員として活用して、被災者からの車全般（新車・抹消登録、自動車税の還付等）の質問に的確な対応が期待される。



<提案イメージ>



別添資料④

平成 23 年 4 月 * 日

<企画書> (案)

東京における震災被災者向け電話無料相談について

日本行政書士会連合会
東京都行政書士会

東京都行政書士会にフリーダイヤルの電話回線を敷設し、地震災害に関連した電話相談を受け、被災者支援を行います。東京都行政書士会の市民相談センターのスタッフが相談にあたります。

1. 相談窓口の名称 「行政書士会災害相談センター」

2. 専用電話 (フリーダイヤル) 0120-***-***

3. 相談時間 午前 10 時～午後 4 時

4. 相談員

東京都行政書士会の市民相談業務に精通した行政書士スタッフが相談にあたります。

5. 相談をお受けする方

被災地及び東北地方・関東地方の区域内に避難している被災者等を対象とし、原則として東北地方、関東地方からの電話をお受けします。

6. 相談内容

1) 自動車登録問題

廃車のための登録抹消、新規取得のための新車新規登録 etc.

2) 外国人の在留問題

一時帰国の再入国手続、勤務先廃業にかかる在留資格変更 etc.

3) 被災賃貸物件にかかる権利義務問題

4) 住民票、戸籍に関する諸問題

これらに限らず、各種行政手続や私人間の権利義務問題に関する電話相談をお受けします。

以上

平成 23 年 4 月 11 日

国土交通省「移動自動車相談所」の行政書士会対応状況について

国土交通省は、今回の震災における被災者への自動車手続等の無料相談として「移動自動車相談所」を設置した。各行政書士会にも、運輸支局より個別の相談員派遣要請があり対応している。

1. 各行政書士会の状況

<岩手会>

- ・国土交通省より正式なプレスリリースはされていないが、4月8日に県内的一部地域で自動車相談が行われていた。
- ・岩手運輸支局に相談員派遣協力を申し出て、次回の4月12日～13日（2日間）について支局からの派遣要請の連絡待。

<宮城会>

- ・4月7日～9日（3日間）については、宮城運輸支局より2名の相談員派遣要請があったことから、相談所地域に近い実務者会員を派遣した。
- ・4月11日～15日（4日間※12日は休み）の実施分も宮城運輸支局から要請があつたことから、支局担当者と調整のうえ、前回同様に2名の会員を派遣する。

<福島会>

- ・4月7日～9日（3日間）については、福島運輸支局より複数名の相談員派遣要請があつたことから、相談所地域に近い実務者会員を2～3名派遣した。
- ・今後については、宮城のように具体的な日程は示されていないが、会津での実施が予定されており、支局より協力要請がきている。

2. 対応状況

単位会	実施状況	実施期間	支局とのコンタクト	派遣人数	備考
岩手会	×		○ (岩手運輸支局)		4/12～13 の実施分について協力申し入れ済。
宮城会	○	4/7～4/9 4/11～4/15 ※4/12 除く。	○ (宮城運輸支局)	各相談所に2名 ※4/11～4/15 も2名を予定。	派遣会員枠の拡大（複数名）を希望。
福島会	○	4/7～4/9	○ (福島運輸支局)	各相談所に2～3名	支局から「会津」での派遣要請有。

※平成 23 年 4 月 11 日現在

3. その他

関東でも関東運輸局が中心となり、4月9日～10日（2日間）茨城・千葉の各支局内で実施済。ただし、東北と異なり相談件数は少なく（約3件）、運輸局職員が相談員で派遣して賄えている状況。

以上

国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

『移動自動車相談所』の開設について

平成23年4月5日

国土交通省は、この度の震災において、自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方に対して、各避難所等で、自動車諸手続の相談や自動車の無料点検を行う『移動自動車相談所』を開設します。

1. 概要

この度の震災においては、自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方が多く、どのように廃車手続きをすればよいか、海水に浸った自動車を使用し続けて大丈夫か等、自動車に関する不安を持たれている被災者が多くいらっしゃいます。

実際に、東北運輸局や管内運輸支局に問い合わせが多くありますが、問い合わせ先もわからず不安を持たれている被災者も多いと思われます。

このため、運輸支局が、自動車整備振興会等関係者の協力を得て、『移動自動車相談所』を被災地に開設し、自動車諸手続等の相談を受けたり、自動車の無料点検を行うこととしました。

2. 開催期間

4月7日（木）から

3. 開催場所

現時点では、予定している場所等は、別紙のとおり。

以降の予定は、順次、各自治体等の関係機関と調整し決定します。

随時、国土交通省ホームページにて更新する予定です。

4. 相談所のメンバー

岩手、宮城、福島運輸支局等の職員、自動車検査独立行政法人職員、軽自動車検査協会職員、自動車整備士その他の自動車関係者で構成します。（開催地により、メンバー構成を変更することがあります。）

5. 相談内容

- ・自動車諸手続きの相談
(例：廃車手続きをしたいが、どのような手続きをすればよいか?)
- ・自動車使用に当たっての技術的相談
(例：自動車が海水に浸かったが、走行を続けてもよいか?)
- ・自動車の無料点検
- ・その他自動車にかかる相談 等

6. 更新履歴

- ・平成23年4月8日 別紙を更新
- ・平成23年4月7日 別紙を更新
- ・平成23年4月6日 別紙を更新
- ・平成23年4月5日 報道発表

添付資料

別紙 相談所開設一覧表 (PDF ファイル)

お問い合わせ先

国土交通省自動車交通局技術安全部整備課 真秀、矢野
TEL:03-5253-8111 (内線42-422 42-424) 直通 03-5253-8600
国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 因泥

移動自動車相談所の実施場所等（4月5日現在）

日付	時間	実施場所	実施主体
4月7日 (木)	午前	七ヶ浜国際村避難所（宮城県七ヶ浜町） ピックパレットふくしま避難所（福島県郡山市）	宮城運輸支局 福島運輸支局
	午後	中央公民館避難所（宮城県七ヶ浜町） 郡山養護学校避難所（福島県郡山市）	宮城運輸支局 福島運輸支局
4月8日 (金)	午前	岩沼市役所（宮城県岩沼市） パレスいいざか避難所（福島県福島市）	宮城運輸支局 福島運輸支局
	午後	岩沼市役所（宮城県岩沼市） あづま総合運動公園避難所（福島県福島市）	宮城運輸支局 福島運輸支局
4月9日 (土)	午前	JICA二本松避難所（福島県二本松市）	福島運輸支局

※1 午前：10：00～12：00頃

※2 午後：13：00～15：00頃（宮城）
14：00～16：00頃（福島）

※3 岩手県にあっては調整中。また、9日以降の開催時間・場所等は、追って決定します。

※4 上記スケジュール等は、状況によって事前の予告なく変わり得ますのであらかじめご了解ください。

関東運輸局災害対策本部

平成23年4月8日

「移動自動車相談所」の開設について

関東運輸局は、この度の震災において、自動車が海水に浸ったり、液状化現象などの被害に遭われた方に対して、自動車諸手続の相談等を行う「移動自動車相談所」を開設します。

この度の震災において、自動車が海水に浸ったり、液状化現象などの被害に遭われた方が多く、廃車手続きや海水に浸った自動車を使用し続けて大丈夫か等、自動車に関する不安を持たれている被災者が多くおられます。

このため、運輸支局が自動車整備振興会等関係者の協力を得て、「移動自動車相談所」を被災地に開設し、自動車諸手続き等の相談を受けることとしました。

1. 開催日及び開催場所

(1) 茨城運輸支局管内

開催日：平成23年4月12日（火）

開催場所：①北茨城市市民体育館（10：00～12：00）

茨城県北茨城市磯原町磯原1630-9

②高萩市総合福祉センター（13：30～15：30）

茨城県高萩市春日町3-10-16

(2) 千葉運輸支局管内

開催日：平成23年4月14日（木）

開催場所：旭市立総合体育館（10：00～12：00）

（13：30～15：30）

千葉県旭市二の5491番地

2. 相談所のメンバー

運輸支局等の職員、自動車検査独立行政法人職員、軽自動車検査協会職員、自動車税事務所職員、関東陸運振興財団職員、自動車整備振興会職員などで構成します。

3. 相談内容

自動車諸手続き、自動車使用に当たっての技術的相談など

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

〈問い合わせ先〉 関東運輸局自動車技術安全部整備課

電話：045（211）7254（直通18:15まで）

自動車技術安全部管理課

045（211）7253（直通18:15まで）

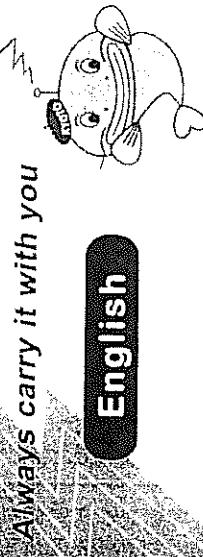
045（211）7256（直通18:15以降）

〈配布先〉 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙

Earthquake/Emergency Action Manual

■ Personal information	
Name _____	Date of birth _____
Address _____	
Nationality _____	Language(s) _____
Blood type Rh _____	
■ Family contact information	
Name _____	Relationship _____
Telephone number (Mobile phone)	E-mail _____
■ My home country's embassy or consular office	
Name _____	Telephone number _____

■ Pocket-Size



English

Copyright © KYOTO CITY INTERNATIONAL FOUNDATION
Issued by KYOTO CITY INTERNATIONAL FOUNDATION
September, 2008

■ Disaster Information (Multiple languages, no charge)

Earthquake and typhoon information <http://josef.jp/>
English, Chinese, Korean, North Korean, Portuguese, Tagalog, Spanish, Indonesian, Thai, Vietnamese, simple Japanese (10 languages)

The site can be accessed both by mobile phone and personal computer.

Radio broadcasts FM CO-CO-LO Fm76.5MHz

17 languages (mainly Asian languages)
There are emergency broadcasts during disasters.

Program schedule
<http://www.cocolo.co.jp>

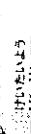
■ Consultation services in times of trouble

(Services might not be available immediately after an earthquake.)

Kyoto International Community House 075-752-3511 http://www.kcif.or.jp/	English, Chinese, Korean, North Korean, Spanish, German, French, and other languages	9:00 ~ 21:00 (Closed on Mondays New Year's Holiday)
Kyoto Prefectural International Center 075-342-0088 http://www.kpic.or.jp/	Monday: English, Wednesday: Spanish, Thursday: Portuguese, Friday: Chinese, Saturday: Korean, North Korean	13:00 ~ 17:00 (Closed on New Year's Holiday)
Kyoto YMCA・APT 075-451-6522 (Not available in Summer/Winter breaks) http://kyoto.ywca.or.jp/	Monday: English, Tagalog, Thai, Thursday: English, Tagalog, Thai, Chinese	13:00 ~ 16:00 (Closed on holidays)

緊急時行動マニュアル

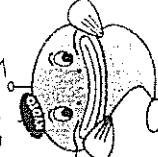
地震



備用



連絡



にほんご

財団法人京都市国際交流協会
2008年9月

災害情報（多言語、無料）
地震・台風の情報

<http://Josef.jp/>

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語（10言語）
◆携帯電話とパソコンから見ることができます。

ラジオ放送 FM CO-CO-LO FM76.5MHz

かこくに
17カ国語（アジアの言葉が中心）
災害の時には緊急放送があります。

番組表

<http://www.cocolo.co.jp>

■私のこと

名前

住所

せいかんがつ

生年月日

■家族の連絡先

国籍

電話番号（携帯）

■私の国の大使館または領事館

名前

電話番号

■私の国の連絡先

名前

電話番号

【困った時の相談窓口（地震の時は対応できない場合があります）】

京都国際交流会館

075-752-3511

<http://www.koit.or.jp/>

スペイン語、ドイツ語、フランス語

他（月曜、年末、年始は休み）

京都国際センター

075-342-0088

<http://www.kpic.or.jp/>

月曜、水曜、スペイン語

木曜（火曜、金曜：ボルトガル語、

土曜：韓国・朝鮮語）

13:00-17:00

（年末・年始は休み）

京都YWCA・APT

075-451-6522

木曜（夏・冬休みあり）
<http://kyoto.ywca.or.jp/>

英語、タガログ語、中国語

13:00-16:00

（祝日は休み）

15:00-18:00

（祝日は休み）



東北地方太平洋沖地震外国人被災者のための 「多言語ホットライン」

東北地方太平洋沖地震外国人被災者のための「多言語ホットライン」を開設しました

3月14日より当面の間、被災地での生活に関する情報などを電話で多言語で提供します。

電話受付時間は、毎日 午前9時から午後8時まで で、対応言語と電話番号は次の通りです。

くれぐれも、おかげ間違いのないよう、お願いします。

対応言語	電話番号
英語	080-3503-9306
中国語	080-3691-3641
ポルトガル語	080-3486-2768
スペイン語	080-3454-7764
韓国・朝鮮語	080-3598-5837

※準備が整い次第、他の言語での対応も行います

<ENGLISH>

Languages	Telephone No.
English	080-3503-9306
Chinese	080-3691-3641
Portuguese	080-3486-2768
Spanish	080-3454-7764
Korean	080-3598-5837

災害情報(多言語情報提供サイト:日本語)

地震に関するさまざまな情報を提供しています。

(PC、iPhone等のスマートフォン、携帯対応)

下記サイトをご覧ください。

災害情報サイトTOP (<http://eqinfojp.net/>) (-> http://eqinfojp.net/?page_id=650)

★災害情報詳細ページ

日本語版(←クリックしてください。サイトへとびます。) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=japanese)

やさしい日本語(やさしいにほんご) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=easyjapanese)

英語(English) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=english)

中国語(中文) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=chinese)

韓国・朝鮮語(한글) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=korean)

ポルトガル語(Português) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=portugues)

スペイン語(Español) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=spanish)

タガログ語(Tagalog) (-> http://eqinfojp.net/?category_name>tagalog)

インドネシア語(Bahasa Indonesia) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=indonesian)

ベトナム語(Tiếng Việt) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=vietnam)

タイ語(Thai) (-> http://eqinfojp.net/?category_name=thai)

*PC、スマートフォン、携帯から上記アドレスへアクセスしてください。(各端末ごとに画面を自動最適化)

※無料で利用できます。(スマートフォン、携帯は通信料が発生します)

※対応言語

PC、スマートフォン: 日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語
携帯: 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語

※これまで当サイトをご覧下さっていたみなさま

サイトの変更、申し訳ございません。すべてのみなさまにとってより見やすく、より使いやすいホームページにするため、これまでの災害情報を上記サイトへ移行しました。

お手数をおかけしますが、上記サイトをご覧ください。



仙台市災害多言語支援センター

Sendai Disaster Multilingual Support Center

仙台市灾害多语言支援中心

센다이시재해다언어지원센터

財団法人 仙台国際交流協会では、3月11日より仙台市災害多言語支援センターを運営し、活動しています。
 SIRA started the Sendai Disaster Multilingual Support Center after the March 11th Earthquake.

ほんご 日本語

English

中文

한국어

[仙台市災害多言語支援センター^{\[PDF\]}](#)[Sendai Disaster Multilingual Support Center^{\[PDF\]}](#)[仙台市災害多言語支援センター^{\[PDF\]}](#)[센다이시재해다언어지원센터^{\[PDF\]}](#)

■仙台市災害ダイヤル

■Sendai city disaster dial

■仙台市灾害咨询

■센다이시 재해다이얼

- ・教育・子ども
- ・始業式、入学式について
- ・保育所
- ・のひすく
- ・児童館、児童センター

■School, Children

- ・教育・儿童(現在建設中)
- ・太平月季典礼
- ・托儿所
- ・仙台育儿信息局
- ・儿童馆、儿童中心

- ・교육・아동
- ・시작식, 입학식에 대해서
- ・보육소
- ・노비수쿠(보육시설)
- ・아동관, 아동센터

■交通

■Transportation

■交通

■교통

- ・バス
- ・地下鉄
- ・JR
- ・高速バス

■Garbage

- ・公交车
- ・地铁
- ・JR
- ・高速巴士

- ・버스
- ・지하철
- ・JR
- ・고속버스

■ごみ

■Disaster waste collection

- ・家庭ごみの収集
- ・ごみ放置き場

- ・쓰레기
- ・일반쓰레기 수거
- ・쓰레기 수거장소

■ライフライン

■Lifeline

- ・給水のお知らせ
- ・下水道の使用
- ・ガス

- ・수급망
- ・수도관 사용
- ・하수도 사용
- ・가스

■区役所の手続き

■Bureaucratic Procedures

- ・区役所、総合支所
- ・戸籍住民票など
- ・税金
- ・国民健康保険
- ・介護保険
- ・乳幼児医療助成
- ・乳幼児定期予防接種

- ・구청, 종합支所(准备中)
- ・戸籍居民ト(准备中)
- ・税金
- ・国民健康保険
- ・介護保険
- ・婴幼儿医疗費補助
- ・婴幼儿定期预防接種

■医療・保健

■Medical

■医疗・保健

■의료·보건

- ・医療機関
- ・休日診療
- ・保険証なしで医療が受けられます
- ・市立病院患者問い合わせデスク
- ・感染症予防
- ・震災後の健康と生活(注意)
- ・メンタルヘルス

- ・Internal medicine and Pediatric on Sunday and Holiday
- ・Medical treatment
- ・Victims and survivors search corner
- ・Caution for preventing from infections diseases in the crowded shelters
- ・About health and life after disaster
- ・Mental Health

- ・区政府、综合支所(准备中)
- ・户籍居民ト(准备中)
- ・税金
- ・国民健康保険
- ・介護保険
- ・婴幼儿定期预防接種

- ・구청, 종합支所(准备中)
- ・각종 종용서 발행 등
- ・세금
- ・국민건강보험
- ・개인보험
- ・정유아 의료비 조성
- ・영유아 정기 예방접종

■福島第一原発事故

■Accidents at the Fukushima Nuclear Power Plant

■福島第一核電站事故

■후쿠시마 제 1 원자력발전소 사고

・放射線モニタリングデータ

・Information on Radiation monitoring

・有关福島第一核電站事故辐射监测信息

・방사선 모니터링 데이터

■その他

■Others

■其他

■기타

- ・災害ボランティアセンター
- ・消費生活電話相談
- ・女性への暴力電話相談(終了)
- ・火災予防
- ・貴重物
- ・金銭機関
- ・遺体安置所(グランディ21)への無料バス(終了)
- ・被災者安否確認情報
- ・被災宅地危険度判定
- ・公営住宅情報をセンター
- ・緊急小口資金特例貸付
- ・企貿・団体からの支援物資受入
- ・テマに注意
- ・お風呂情報

- ・灾害志愿者中心
- ・消费者咨询
- ・生活消费咨询
- ・为保护女性致暴力的咨询电话(已经结束了)
- ・消防灾害
- ・物品
- ・金融机(准备中)
- ・川通免费巴士到利府町グランディー21(已经结束了)
- ・被灾者安否确认情报(准备中)
- ・被灾建筑物危险度判定
- ・公営住宅情报中心(准备中)
- ・紧急小口资金特例贷付(准备中)
- ・救援物资(准备中)
- ・注意用意
- ・洗浴中心

- ・灾害志愿者中心
- ・生活消费咨询
- ・为了保护女性致暴力的咨询电话(已经结束了)
- ・消防灾害
- ・物品
- ・金融机(准备中)
- ・川通免费巴士到利府町グランディー21(已经结束了)
- ・被灾者安否确认情报(准备中)
- ・被灾建筑物危险度判定
- ・公営住宅情报中心(准备中)
- ・紧急小口资金特例贷付(准备中)
- ・救援物资(准备中)
- ・注意用意
- ・洗浴中心

- ・재해자원봉사센터
- ・소비자 전화상담
- ・여성폭력 전화상담(종료)
- ・화재예방
- ・장보기
- ・금물기
- ・서신전화 : (7) 022-211-0222(국내)
- ・민생지구자치회전화 : 022-211-0222(국내)
- ・민생주민설명회
- ・민생그지점설명회(준비중)
- ・기획·단체주체로의 지원을 지원
- ・국내민족·민족·민족

• Receiving assistance, supplies from
industries and group support
• Please be careful for a false rumor

[■入国管理局からのお知らせ](#)

[■Information from the
Immigration Bureau](#)

[■入国管理局への通知\(正在達成中\)](#)

[■邊境防護委員會通知](#)

[SIRAのトップページに戻る](#)

[Return to SIRA's website](#)

[返回 仙台国际交流协会的网站](#)

[SIRA 国際会議の会場](#)

平成23年4月8日

報道機関各社 御 中

**東日本大震災被災者向け電話無料相談
「行政書士会災害相談センター」を開設しました。**

日本行政書士会連合会
東京都行政書士会



日本行政書士会連合会では、東京都行政書士会と協同で、「行政書士会災害相談センター」を開設しました。被災賃貸物件、外国人の在留、被災自動車の抹消登録、住民票・戸籍に関する問題等、電話による無料相談を実施し、東日本大震災の被災者の方々の支援を行います。

相談には、東京都行政書士会の市民相談センターの行政書士があたります。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1. 相談窓口の名称 | 「行政書士会災害相談センター」 |
| 2. 専用電話 | 0120-166-601(フリーダイヤル) |
| 3. 相談時間 | 4月11日から平日のみ(月～金)午前10時～午後4時 |
| 4. 相談員 | 東京都行政書士会の相談業務に精通した行政書士が相談にあたります。 |
| 5. 相談対象 | 原則として、被災地及び東北地方・関東地方(1都6県)の区域内に避難されている被災者等からの電話相談をお受けします。 |

6. 相談内容

『被災に係る今後の暮らしや事業の悩み事、まずはご相談ください!』

各種行政手続や私人間の権利義務問題について電話相談をお受けします。

例えば、

- 1) 被災賃貸物件にかかる権利義務問題
- 2) 外国人の在留問題
一時帰国の再入国手続、勤務先廃業にかかる在留資格変更 など
- 3) 自動車登録問題
被災自動車の抹消登録、新規取得のための新車新規登録 など
- 4) 住民票、戸籍に関する諸問題

これらに限らず、ご相談をお待ちしております。

〈問い合わせ先〉

①日本行政書士会連合会 事務局広報課
TEL 03-3476-0031
FAX 03-3463-0507
URL <http://www.gyosei.or.jp>
E-mail nichigyoren@gyosei.or.jp
(担当: 清水・長沼・井上)

②東京都行政書士会 事務局
TEL 03-3477-2881
FAX 03-3463-0669
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>
E-mail togyosei@crocus.ocn.jp
(担当: 三浦・永井)